

令和8年度 韓国現地商談会開催委託業務  
公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和8年度 韓国現地商談会開催委託業務

(2) 事業の目的

高知県は、来春の高知龍馬空港国際線ターミナルビルの供用開始を見据え、韓国からのインバウンド誘客に取り組んでいます。

本事業は、高知県内の観光事業者等と韓国の旅行会社等との商談会、懇親会、観光PRセミナーを開催し、高知県への旅行商品造成・販売を促進することを目的に実施します。

(3) 業務内容

別添「令和8年度 韓国現地商談会開催委託業務公募型プロポーザル仕様書」に基づき、以下の業務を行う。

①全体統括

本事業の業務すべてについて責任を負い、全体を統括する。

②実施内容

韓国現地での商談会開催に係る業務全般

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年11月30日（月）まで

2 見積限度額

5,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とします。

3 審査委員会の設置

別途定める「令和8年度 韓国現地商談会開催委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と参加者によるプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。

審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、厳正かつ公正に審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときに

は、随意契約の手続きに進みます。10日（県の閉所日を除く。）以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者と改めて交渉を行います。

## 5 資格要件

（1）国内法人（国内に登記された事業所または営業所を有する法人・個人事業者）の資格要件は次のとおりです。

- ア 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（又は契約締結時まで登録が予定されている）者であること。<sup>※1</sup>
- イ 海外から日本（特に地方部）への送客に関する活動に関する専門的な知識や経験を有する者であること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（別紙1）に該当しない者であること。
- エ 高知県物品購入等関係指名停止要領又はその他自治体及び行政機関の定める指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- オ 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年高知県訓令第1号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者（別紙2）に該当しない者であること。
- カ 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- キ 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

<sup>※1</sup>（1）アに掲げる入札参加資格を有しない者で、このプロポーザルへの参加を希望する者は、知事が別に定める「競争入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）」に必要事項を記入の上、必要書類を添付して令和8年4月8日（水）までに高知県会計管理局 総務事務センターへ提出すること。同日までに申請を行った場合でも、申請書類の不備等で入札参加資格が与えられない場合がある。

なお、審査申請書を提出するときは、本プロポーザルの募集開始日（ホームページ掲載日）、事業名及び審査結果通知日を審査申請書の欄外に朱書きで記入（高知県電子申請サービスから申請する場合は、手続き申込：申込の9備考欄へ入力）すること。

〔競争入札参加資格審査申請に関する照会及び審査申請書の提出先〕

所在地 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

機関名 高知県会計管理局 総務事務センター

T E L 088-823-9788 / F A X 088-823-9266

E-mail 180301@ken.pref.kochi.lg.jp

※参考 URL <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024020900032/>

(2) 海外法人（国外に本社を有する法人で、国内に登録された事業所を有さない法人・個人事業者）の資格要件は次のとおりです。

ア 海外から日本（特に地方部）への送客に関する活動に関する専門的な知識や経験を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（別紙1）に該当しない者であること。

ウ 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年高知県訓令第1号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者（別紙2）に該当しない者であること。

エ 経営状態が健全であること。

オ 法人が所在する当該国の法人税等を滞納していないこと。

## 6 説明会

説明会の開催に代わり、説明動画を公開します。

URL <https://x.gd/4rvza>

## 7 質疑と回答

質疑は、令和8年4月3日（金）の正午までに様式1により電子メールで受け付けますので、着信していることを必ず電話で確認してください。

質疑と回答の内容は、令和8年4月7日（火）までに高知県観光振興スポーツ部国際観光課ホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/020701/>）に掲載します。

## 8 参加申込及び資格要件の確認

### (1) 提出書類

該当するものに応じ、以下のア、イのいずれかを提出すること。

ア 国内法人（国内に登録された事業所または営業所を有する法人・個人事業者）の場合

①参加申込書（国内法人用）（様式2）

②高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている場合は登録されていることが分かる書類の写し（当該名簿に登録されていない場合は資格審査を申請中であることが分かる書類（審査申請書等）の写し）

③申込者の概要（団体概要等）が分かる資料

イ 海外法人（国外に本社を有する法人で、国内に登録された事業所を有さない法人・個人事業者）の場合

①参加申込書（海外法人用）（様式3）

②申込者の概要（団体概要等）が分かる資料

③前年度の決算書

④法人が所在する当該国の法人税等の納税証明書

※なお、それぞれの書類について日本語訳等を添付し内容がわかるようにして提出すること（日本語訳は要件を満たしていることが確認できるように、日本語での説明を付記する形でも可）

## (2) 提出期限等

### ①提出方法

持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）又は電子メール

※電子メールで提出する場合は、着信していることを必ず電話で確認すること。

### ②提出期限

令和8年4月10日（金）正午（必着）

### ③提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県観光振興スポーツ部国際観光課

担当者 船長・芝（TEL 088-823-9608）

E-mail 020701@ken.pref.kochi.lg.jp

## (3) 資格要件の確認

高知県観光振興スポーツ部国際観光課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和8年4月14日（火）に申込者へ電子メールにて通知します。なお、国際観光課からの電子メールを受信した申込者は、その旨を必ず電子メールにより返信してください。

## (4) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさない提案者に対して、資格要件を満たさなかった旨及びその理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して3日（県の閉所日を除く。）以内に、書面により知事に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができます。

②知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して2日（県の閉所日を除く。）以内に書面により回答します。

## 9 企画提案書の作成

別途定める「令和8年度 韓国現地商談会開催委託業務公募型プロポーザル提案書作成要領」のとおり。

## 10 審査

別途定める「令和8年度 韓国現地商談会開催委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

## 11 審査結果

令和8年5月1日（金）までに、対象者全員に審査結果をメールで通知します。

なお、審査結果は高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

[高知県情報公開条例]

<https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>

12 日 程

令和8年3月30日(月) 公示・参加申込募集開始

令和8年4月3日(金) 正午 質疑書提出締め切り

令和8年4月10日(金) 正午 参加申込及び資格確認書類提出締め切り

令和8年4月24日(金) 正午 企画提案書の提出締め切り

令和8年4月30日(木) (予定) 審査会(提案者によるプレゼンテーション)の実施

※オンライン

令和8年5月1日(金) までに審査結果通知

13 提出書類の取扱い

(1) 提出された書類は返却しません。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)します。

(3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第1項第4号の規定(別紙3)により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を様式4により提出してください。

ただし、開示・非開示の判断は様式4に基づき行うものではなく、様式4を参考に同条例に基づき県が客観的に判断します。

(4) 契約者以外の企画提案の内容については、参加者の承諾なしに利用することはありません。

14 お問い合わせ先

高知県観光振興スポーツ部国際観光課

担当者 船長・芝

TEL 088-823-9608

E-mail 020701@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格要件

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

①提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合

②審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合

③県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

④審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合

⑤プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する

規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合  
⑥その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申込み後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。なお、辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。
- (4) 本事業に係る業務について、第三者への再委託は原則禁止とします。ただし、契約を適正に履行するうえで、やむを得ず業務の一部を第三者へ委託する必要がある場合は、あらかじめ必要事項を記載した書面を県に提出し、承諾を受けることで当該業務の再委託を行うことができます。

なお、やむを得ず再委託を行う場合においても、その範囲は必要最小限にとどめるものとし、業務の主要な部分（当該業務の目的を達成するために必要不可欠な業務で、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分等）の再委託は認めません。